

一宮市上下水道事業印刷物広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮市上下水道事業有料広告要綱（平成21年8月1日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、上下水道部が作成する印刷物に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「印刷物」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 広報誌「水 de 報」
- (2) 検針票「ご使用水量のお知らせ」

(掲載基準)

第3条 印刷物に広告を掲載することができる広告主は、要綱第2条ただし書各号に該当しないものとする。

- 2 印刷物に掲載することができる広告の内容は、要綱第3条第2項各号に該当しないものとする。

(広告の規格等)

第4条 印刷物に掲載する広告の規格、掲載位置及び掲載枠数は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、隣接する広告掲載枠を合体し、広告を掲載することができるものとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 広報誌「水 de 報」及びその他の印刷物に掲載して行う方法
- (2) 市公式ウェブサイトに掲載して行う方法

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、一宮市上下水道事業印刷物広告掲載申込書（様式第1）（以下「申込書」という。）及び広告案を一宮市水道事業等管理者（以下「管理者」という。）が指定する期日までに提出しなければならない。

(審査及び決定)

第7条 管理者は、前条の申込みがあったときは、要綱第5条第1項に規定する一宮市上下水道部有料広告審査会（以下「審査会」という。）の審査に付して広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 前項の審査の結果、広告の掲載が適当であると認められるものが掲載枠数を超えるときは、その中から抽選によって掲載を決定するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、広告掲載枠を合体して、広告を掲載することができる印刷物については、掲載面積の大きいものを優先して掲載を決定するものとする。
- 4 管理者は、前3項の場合において、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申

込者に一宮市上下水道事業印刷物広告掲載可否決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

（承諾書の提出）

第8条 前条第4項の規定により広告掲載可の決定の通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）のうち、1件20万円を超える申込をした広告主は、管理者が指定する期日までに一宮市上下水道事業印刷物広告掲載承諾書（様式第3）を提出しなければならない。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

2 広告主は、管理者が指定する期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。ただし、管理者が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告原稿の提出）

第10条 広告主は、広告原稿を管理者が指定する方法で自己の負担により作成し、管理者が指定する期日までに提出しなければならない。

（広告原稿の確認等）

第11条 管理者は、前項の規定により広告原稿の提出のあったときは、その内容が申込書の記載内容と相違していないこと、及びこの要領の規定に抵触していないことを確認するものとする。

2 管理者は、前項の場合において、広告原稿の内容が申込書の記載内容と相違し、又はこの要領の規定に抵触していると認めたときは、広告主に対して広告原稿の内容の変更を求めることができる。

（広告主の責任）

第12条 広告主は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

3 広告主は、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

（広告掲載の取消し）

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告原稿が指定期日までに提出されなかったとき

(2) 広告掲載料が指定期日までに納入されなかったとき

(3) 第11条第2項の規定による変更を広告主が行わなかったとき

(4) 広告原稿の内容がこの要領の規定に違反していると認めたときで、第11条第2項の規定によっても解消できないとき

(5) 公益上の理由により市が広告掲載位置を使用する必要が生じたとき

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が掲載を適当でないと認めたとき

（広告掲載料の還付）

第 14 条 納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことのできない理由により、広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(雑則)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、印刷物への広告の掲載に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要領は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 22 年 4 月 21 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 22 年 7 月 30 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 25 年 11 月 13 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 26 年 11 月 12 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 27 年 12 月 11 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条及び第 9 条関係）

印刷物	規 格	掲載位置	掲載枠数	1 枠当たりの広告掲載料（税込）
広報誌 「水 de 報」	縦 60mm×横 80mm、 4 色刷	裏表紙下 2 分 の 1	4 枠	50,000 円
検針票「ご使 用水量のお知 らせ」	縦 50mm×横 95mm 以内、3 色刷	裏面右下	1 枠	200,000 円